

## カントにおける目的なき合目的性について

小林 信之

カントの『判断力批判』のなかで、美にかんする趣味判断の第三の契機（判断の関係）としてあげられているのは、合目的性、しかも目的なき合目的性（Zweckmäßigkeit ohne Zweck）である。「ある対象において合目的性が目的の表象なしに知覚されるばあい、対象の合目的性の形式が美である」（V 236）とカントはいう。本論ではまず、この合目的性の概念を検討することによって、カントが『判断力批判』において意図したことの一端をうかびあがらせたいと思う。

### 合目的性一般

だが、そもそも合目的性とはなにか。ごく卑近な例をあげて考えてみることにしよう。

カントによれば、概念が原因となつてなんらかの対象が実在せしめられるばあい、つまり概念が対象を可能にする实在根拠であるばあい、原因としてのこの概念が「目的」といわれる（V 180, 220）。そしてそうした目的にしたがってのみ可能であるような性状に対象がふさわしく合致しているばあいに、その合致したあり方が対象の形式の合目的性（目的形相 *forma finalis*）と呼ばれるのである。

たとえば人工物であるナイフの例を考えてみよう。ナイフという対象は、切断するためのものであり、そのばあい切断という概念がナイフの实在性の根拠をなしている。このとき切断という目的概念を原因としてのみ可能であるような形状に合致していること、いいかえれば切断するためのものとしての形のふさわしさ、適合性が合目的性と呼ばれる。ナイフは、切断という目的にふさわしい合目的的な形状をしていなければならないだろう。

ここで例としてあげたナイフのように道具的手段として有用なものは、人間の技術における実践的合目的性の例である。このばあいには、技術的制作物の合目的性を可能にしている原因として、実質的な目的の概念、制作者としての悟性的存在者、さらにはその意図や意志が、前提されていることになる<sup>(1)</sup>。そして究極的には、こうした技術的制作物の有用性は、わたしたちの実践的行為の目的のために、つまりは善く生きることのために、手段として奉仕すべきものである。したがって技術的合目的性ととも、わたしたちの行為の場面においては、道徳的な実践的合目的性<sup>(2)</sup>といったことも考えることができよう（cf. V 181）。

しかしながら本論の主題である美にかんしていえば、以上のような目的概念を前提した実践的

合目的性が問題とされるわけではなく、ひたすら自然の合目的性にかんする議論に限定されている。おそらく近代人であるわたしたちは、自然物であるバラの美しさにかんしてその実在性の根拠を問い、制作者の意図や目的を忖度することはできない。だとすれば、自然の合目的性についてどのような思想が可能なのだろうか。

## 自然の合目的性

カントは、普遍的概念（悟性のカテゴリー）としての必然的法則性にしたがって統括された自然と、そうした普遍的概念によって汲みつくせない特殊的法則にしたがう自然（経験的自然の体系）とを区別する。前者は『純粹理性批判』の提示する自然概念であり、現象のいっさいを成立させている法則の総体として見られた自然である。「〔……〕悟性は普遍的自然法則をアプリアリに所有しており、じっさいそうした法則がなければ、自然は経験の対象たりえないであろう」（V 184）。

しかし他方で、後者の、特殊的法則にしたがう自然、つまり種別的にさまざまにことなった自然においては、無限に多様な経験的法則の可能性がひらかれている。そしてそうした経験的法則にしたがう自然の統一性と、（システムとしての）経験の統一の可能性とは、わたしたちにとっては偶然的なものとして洞察せざるをえないにもかかわらず、統一性自体は、必然的に前提され、また想定されねばならないというのである。このように想定せざるをえないとみなされた統一性が、自然の合目的性である（V 183f）。

ところでこのばあい、自然の根底に合目的性の原理を想定しうる人間の認識能力は、自然にアプリアリな法則を付与する悟性でもなければ、実践的行為をみちびく理性でもなく、（反省的）判断力であるとされる。一般に判断力とは、特殊を普遍に包摂する能力であるが、そのさい普遍が原理や法則や概念としてあたえられていれば、この規定された普遍に特殊を包摂しさえすればいいので、その能力は規定的判断力と呼ばれる。しかし特殊だけがあたえられていて、判断力が普遍をみいださねばならないばあい、この判断力は反省的判断力である。自然の合目的性において問題なのは後者である。つまり自然の合目的性とは、自然概念や自由概念のようにあたえられた原理ではなく、判断力が反省においてしたがわねばならない、あくまで主観的がわの原理なのである（V 184）。あるいはいいかえれば、自然はみずからの普遍的法則を特殊化して、わたしたちに無限に多様な相貌をみせてくれるともいえる。そして反省的判断力は、いわばそのような自然に呼応して、知覚にあたえられた特殊から、普遍としての合目的性の原理をみいだそうとするわけである<sup>(3)</sup>。

## 美の合目的性

さて、このような自然の合目的性は、大きく主観的な合目的性と客観的な合目的性とに区別さ

れ、美にかんしては、前者の主観的合目的性の形式であるといわれる<sup>(4)</sup>。つまり『判断力批判』の前半部において中心的に論じられるのは、エステティック（感性的）な次元において自然におけるある対象の表象（特殊）を主観的・形式的な合目的性（普遍）にむけて包摂しようとする判断である。しかも美の分析論で論じられる趣味判断は、たんなる反省的判断である以上、その判断の原理をなす合目的性といっても、目的概念を欠いた合目的性である。美しいものの合目的性はあくまで主観的であって、目的概念を前提する実践的・客観的な合目的性、つまり技術的合目的性（有用性）と道徳的合目的性（完全性としての善）とは、ことなるものとして提示されている<sup>(5)</sup>。（V 181）

カントによれば、「それゆえ（実質的な目的結合の関係 *nexus finalis* として）なんらかの目的を合目的性の根底におかなくとも、わたしたちは形式的に合目的性を観察することはできるし、また反省によるほかにせよ、対象においてそれを認めることもできる」（V 220）。実質をともなった客観的合目的性ではなく、純粹に主観的で非概念的な合目的性（合目的性のたんなる形式）が、美において議論すべき課題なのである。

美しいものへのわたしたちの関係は、概念を前提しない関係である。なんらかの対象の表象を「美しい」と判断し、合目的的であるとみなすことは、その対象を論理的に規定して認識したり、目的概念によって判断したりすることではなく、自然の合目的性に呼応した主観的な心の状態に身をゆだねることで、ただ反省的に対象の表象をうけいれ、判断することである。すなわちそれは、ただ観照（*Kontemplation*）において、じっと見つめつづけていたいという純粹な喜びの感情にたいする判断（感情にかかわるという意味でエステティックな）判断なのである。

## 反省的判断

このように美にかんする趣味判断は、主観的でエステティックな反省的判断であることが重要な意味をもつわけであるが、このときエステティックな反省的判断であることと、美における自然の合目的性とはどのように連関するのだろうか。この問いに答えるためにはまず、目的なき合目的性としての美を反省的に判断するさいの快感情（反省の快）が、どのような性格の快であるのかが、しめされねばならない。

（1）まず、主観的な合目的性は、充足した適意という心的状態、つまり快の感情とむすばれている。だが、エステティック（感性的）であるとはいっても、感官的感覚の快（KU §39）とは区別されねばならない。カントによれば、感覚の質料ないし実質にかかわるかぎり、美におけるような普遍性を要求できない。味覚、触覚、視聴覚などの外的感官の満足は、あくまで感覚的享受の快にとどまり、したがって感覚の好みはひとそれぞれであるだろう。形式的であることで美は、感官的刺激という内容によってわたしたちに快樂と合目的的状态（充足）をもたらすような主観的・実質的な合目的性とは峻別されるのである。

(2) だが他方で、美の観照における快は、道徳的感情としての快ともことなっている。後者の快は、道徳的法則にしたがう行為の快であり、観照や享受ではなく、実践にともなう快である。それは、「行為者の自発性の快、またこの自発性が行為者の本分の理念に適合していることの快である」(V 292)。この意味で道徳的な快は、意志を規定するアприオリな原理にともなう心的状態の実践的合目的性から生じた結果であるといえよう。つまりそれは、技術的であれ、道徳的であれ、理性の関心や意図や意志にしたがってこの感性界(自然)のうちに善を実現することにともなう快にほかならず、目的概念が前提される以上、美しいものについての快、つまり欲求能力(関心)を離れた快感情とは区別される。

(3) 以上をふまえれば、美における反省の快とは、合目的的なものたんなる判断において、観想によって感覚される心情状態を意味することが理解されよう。行為による実現にともなう快でも、感覚の質料的な快でもなく、たんなる観照による、感覚の形式的な、主観的・反省の快である<sup>(6)</sup>。

一方において反省の快は、エステティック(感性的)である点で、(1) 感官的感覚の快と同類である。しかし他方で美にかんする趣味判断は、感覚の質料にかかわるのではなく、感覚の形式にかかわる判断であるとされる(V 223)。ここで「形式にかかわる」というのは、超越論的な次元、つまりアприオリな純粋性の次元にかかわるということであり、したがって普遍性を要求できるという意味では(2)の道徳的感情と類似している。つまり美の快は、(1)と(2)の中間に位置しているといえよう<sup>(7)</sup>。

このように美を判断するさい根底におかれる合目的性の原理は、主観的・感性的ではあっても形式的で超越論的な次元に位置づけられる。つまり現象としての自然の形式性は、主観を触発する契機をなすとはいえ、問題なのはあくまで対象の表象に呼応する主観の認識能力のがわの合目的性の形式なのである。そのことはまた、感覚的質料としての内容が捨棄されるとき、判断する働き形式だけが、いいかえれば感性(構想力)と悟性との相互作用という「認識一般ないし判断力一般」<sup>(8)</sup>の構造だけが、浮き彫りになるということの意味するであろう。

快の感情は、構想力と悟性とが意図せず一致調和するとき、換言すればこれらの認識能力一般の働き方の形式が対象の表象といわば自由に戯れるときに喚起される(V 189f)。それは、合目的な表象の形式と認識能力の形式とが働きあうことの調和的關係として生起するものにほかならない<sup>(9)</sup>。カントはエステティックな趣味判断にかんしてつぎのようにいう。

エステティックな判断は、ある客観がそれによってあたえられる表象をひたすら主観だけに関係づけるのであり、そして対象の性状ではなく、表象力が対象にたずさわって規定するさいの合目的形式にのみ気づかせてくれるのである。こうした判断がエステティックな判断と呼ばれるのはまさに、判断の規定根拠が概念ではなくて、心の能力の活動における調和の感

情（内的感官の感情 *das Gefühl des inneren Sinns*）—調和とはただ感覚されうるものであるかぎり—であるからである。（V 228）

エスティックな「反省的」判断は、いわば不在である普遍、規定されていない概念、目的なき合目的性にむけて特殊を包摂しようとする。そしてこのとき普遍にむけて作動する判断力の働き自体が主題化できるようになる<sup>(10)</sup>。反省的判断としての趣味判断は「いかなる経験的適意も判断の規定根拠にまじえていないばあいのみ純粹であり」、感覚の経験的・内容的な充足や適意を捨象している（V 223f）がゆえに、わたしたちの認識能力一般の働きをその超越論的構造においてしめすのである<sup>(11)</sup>。

### 欲求の充足としての快

これまでみてきたように、感性（つまり直観の能力としての構想力）と悟性（つまり概念の能力）という主観の認識能力の調和的相互関係における主観的・形式的合目的性の意識が、すなわち快の感情である。だが、なぜ合目的調和と快感情とは、そのように深くむすばれているのか。両者の結合の根拠はなんだろう。カントが、「この快には、表象そのものの状態と主観の認識能力〔つまり構想力と悟性〕の活動とを、それ以上の意図をとまわずに保持しつづけようという原因性がふくまれている」（V 222）と語るとき、快感情の源泉が問題となっているのである。わたしたちは、美における合目的性のカントによる分析をふまえたうえで、その「原因性」をさらにほりさげて考察する必要がある。

まず、美によってひきおこされる反省の快感情は、すべてのひとびとにとって伝達・共有可能な快であり、経験的・心理学的次元でいえば、「社交性（*Geselligkeit*）への人間の自然な傾向」（V 218）によって説明できるともいえる。だが、超越論的には快は、あくまで普遍的認識能力としての感性と悟性との調和的關係において働く反省的判断力の結果として生じるものであり、批判哲学の枠内ではこの意味での快が問題とされねばならない。

一般にそもそも快の感情がうまれるのは、主観の欲求や必要が満たされるときであると定義できる。たとえば実践的・技術的な合目的性であれば、ある原因（たとえば切断という有用性の概念）が現実化された結果として、有用なもの（たとえばナイフ）がうみだされるばあい、目的を実現させようとする意図、必要、欲求が前提されており、その充足ないし適意として快がもたらされるわけである。

しかし美しいものの分析論の段階では、自然の美しい産物にかんして、それをもたらした原因と意志、さらには「自然の技巧」が表立った仕方では論じられるわけではなく、それらは隠されており、たんに「想定」されるにすぎない。にもかかわらずなんらかの対象の表象が、反省的判断力のがわの欲求と必要の構造に合致するとき、つまり合目的的であるとき、その充足された心の

状態が快として生起しうるといのである。

一般論としていえば欲求と必要はひとつの企図をふくんでいて、それが現実化すると充足と満足をもたらされる。したがって主観的な合目的性が、欲求の充足としての快という心の状態にもとづくとするれば、快の基準は、対象のなかに存するのではなく、欲求のうちに存するのであり、つまり主観の企図と欲求にとって合目的かどうかという点にあることになる。このことにかんしてG・ペルトナーはつぎのように述べている。

合目的なものではなく、欲求している主観の構造がその欲求の充足のための判定原理である。[……] 欲求の充足、またそれとともに、ある対象の合目的的な形式は、感じられるし、快に満ちたものとして経験される。快は、ある欲求が充足されたことを告知する。それゆえ個々人の感情状態は、かれが個人的な(私的な)欲求ではなく、普遍的な欲求の充足を示すときに限って、普遍的な意義を持ちうることになる。このような欲求が「判断力の欲求」である。(ペルトナー 1996, 9)

なんらかの対象をまえにそれが美しいと判断せざるをえないという反省的判断力において、その欲求と必要性(Bedürfnis der Urteilskraft, [V 347])が充足されることによって、だがその原因性はわたしたちにとってどこまでも隠されたまま快感情はうまれる。だとすれば美しいものの快は、意図的に欲したわけではない欲求、無関心的な関心による欲求の充足によってはじめて、もたらされるといえよう。それは、偶然的な遭遇において、意図せざる欲求の充足、いわば恩寵のように恵与された充足と適意を意味するだろう。そして快としては偶然的で、特殊的・一回的でしかありえないが、にもかかわらずそれは必然的であることを要求できる。なぜならそのことは、これまでみてきたように、充足を求める普遍的な諸能力の欲求と必要性が合目的にみだされたことを意味するからである。

したがってG・ペルトナーも指摘するとおり、「快は一般に、欲求が充足されるとき生じる」というのは、美における純粹化された反省の快にあっても同じなのである。美しいものの分析論では、概念を前提した欲求の充足とはことなり、充足されるべき意図、必要、欲求は遮断されているかのように議論がすすめられている<sup>(12)</sup>が、しかし普遍的な、つまり超感性的なものにかかわる次元で、じつはそれらを前提して議論がみちびかれていたのだといえよう。

### 超感性的基体

美における快と適意をもたらすこの欲求の普遍性は、人間主観の経験的・偶然的な、そのつどの感性的内容にもとづくものではなく、主観の超越論的構造、つまり認識能力一般の形式に根ざしている。ところで、あらゆる人間主観の根底にあつて、人間性をささえ規定しているものは、

基体 (Substrat) と呼ばれる。したがって反省的判断力の欲求とその充足としての快の基礎にあるのは超感性的基体なのである。カントは「おそらく趣味判断の規定根拠は、人間性の超感性的基体とみなされうるものについての概念のうちに存している」(V 340) と述べている。そして美しいものの分析論ではあからさまに語られず、「目的なき合目的性」というように、消極的に示唆されるだけであったこの主観における超感性的なものは、『判断力批判』後半の目的論にいたって、自然において客観的にみいだされる自然目的としての有機体の解明とともに、より積極的な規定をあたえられる。つまりそこでは自然の美も、自然のシステムとしての客観的合目的性と同種のあり方において、あらためてみいだされ、目的論の文脈にはっきり位置づけられるのである。カントはつぎのように述べている。

有機体がわたしたちに開示してくれる自然目的をつうじて自然の目的論的判定をおこない、そのことで自然の目的の一大システムという理念をいなく権利がひとたびわたしたちにあたえられたならば、自然の美(すなわち自然現象を把握したり判定したりするさいの、わたしたちの認識能力の自由な活動と自然との共鳴関係)もまた、全体としての自然の、つまり人間もその一部であるシステムとしての自然の、客観的合目的性の一種とみなしうるのである。(V 380)

有機体における客観的合目的性だけでなく、自然の美の主観的合目的性も、目的論的な自然のシステムに包括されうる可能性がここでは語られている。つまり美の反省において、感性的にあたえられた特殊は、なんらかの普遍(理念的なもの)にむけて判定され、合目的性として感覚されるが、そのことを可能にする根拠が超感性的な基体に求められるわけである。つまり特殊を包摂する反省的判断力の働きが、普遍としての超感性的なものにもとづくとき、つまり超感性的基体が規定根拠であるとき、快がうまれる。美の合目的性は、超感性的基体にささえられているわけである。

ところで超感性的なもの<sup>(13)</sup>は、カントによれば、わたしたちの実践における道徳性において「理性の事実」として前提されるものである。したがってここにおいてわたしたちは、自然の主観的合目的性としての美と人間の道徳性との連関がしめされる地点にたちいたったのではなからうか。

### 善の象徴としての美

すでに『判断力批判』第一部(エステティックな判断力の批判)の付録に先だつ最終節(KU §59)において、道徳的善の象徴としての美が語られていた。ここでいう象徴について、カント

はつぎのように規定する。

まず、そもそも概念のばあい、それが感性的直観によって表示され感性化（Versinnlichung）されることで認識が成立するのにたいして、理念（理性概念）にあつては、それに適合する直観が存在せず、その客観的実在性を表示することはできない。つまり一般に理念は、ただ類比によって間接的に表示されうるにすぎず、そのさい表示される超感性的なものの表象が象徴と呼ばれるのである。

ところでカントにおいて道徳的な善とは、手段としてたんに実践的・技術的に善きことに還元されうるものではない。善とは、それ自身が自己目的的で、無条件的な命令であるような、わたしの内なる道徳法則そのものであり<sup>(14)</sup>、いかなる自然的・身体的条件や傾向性にも依存しない「超感性的ななにか」（V 68）を意味している。カントは、このような超感性的なものとしての道徳的な善が、実践的行為の場面においてではなく、自然において感性化されうるのは、ただ間接的な類比としての象徴によってのみであるというのである。そしてカントによれば、そのような象徴が、これまで自然の合目的性として考察してきた美しいものにほかならない。美は、それ自身なんらかの意図や目的概念をつうじて「認識」されえず、ただわたしたちの「思考」を統制的にみちびくにすぎないというあり方において、善と類比的であり、感性的でありながら超感性的なものの象徴でありうるというのである。

じっさいこのような、他者にたいして義務として要求しうるような関係（道徳的關係）を前提してのみ、美しいものの適意（普遍的欲求の充足としての快）が、たんなる感官的感覚の満足をこえて生起し、他者の評価にたいする賛同を求めることも可能になるとカントは考える（cf. V 353）。ここにおいて、判断力の欲求の充足を意味する反省の快は、超感性的なもの、つまりは道徳的善に、もとづくことが明示される。けっきょくのところカントにおいて美とは、人間の道徳性のくびきにつながれており、その意味で道徳的善の象徴であるとされるわけである。

『判断力批判』におけるカントの主要な関心は、自然と自由を媒介する働きを反省的判断力に求めることであつた。悟性の原理としての自然の普遍的・必然的法則性と、理性の原理としての自由の原因性とを媒介するためには、自然のうちに原因性（合目的性）をみいだす必要があつた。みずからを無限に多様に特殊化するかにみえる自然にたいして、反省的判断力は、特殊な個別的現象から、普遍としての原因性を探りだそうとするのである。その判断力の働きが、それ自体としてあらわになるのは、美しいものにふれた感情においてであるという点が、『判断力批判』のもっとも基本的な着想であり、きわめて独創的な観点をなしているように思われる。

#### 注

(1) たとえば考古学者が用途のよくわからない人工物を発見して、その合目的的な形からその目的を推測する



## カントにおける目的なき合目的性について

ようならばあいを考えることができよう。『判断力批判』には、技術を論じた節につきのような記述がある。「ときおりあることだが、沼沢地を探索しているときに、削られて加工された木片がみつかることがある。そのさいひとは、これは自然の産物ではなく、技術の産物だという。つまりこれを産みだした原因〔制作者の意志〕は、ある目的を思いうかべたのであり、この目的のおかげで技術の産物はその形を得ているのである。」(V 303)

- (2) 道徳的・実践的合目的性の例を考えてみよう。たとえばわたしが政治家になることをめざしているとしよう。そのばあい、わたしの意志は、目的が達成されるまで自分のさまざまな行為を目的にしたがって規定するはずである。そのように規定された行為が目的にふさわしければ合目的的な行為といえよう。ただし道徳的にみれば、政治家になることはそれ自体が善なる目的とはいえない。政治はひとつの手段であり、カントによれば最終的には、最高善が究極目的と呼ばれることになる。
- (3) 実践的合目的性とは峻別された「自然の合目的性」を考えるばあい、論理的とエスティック（感性的）、主観的と客観的、形式的と実質的といった区別がカントにおいて重要な意味をもっている。ここまで述べてきた自然の合目的性は、主として『判断力批判』序論で論じられているものであるが、これは、あくまで自然認識において主観のがわの反省的判断によってその体系的統一性をみいだそうとするさいに前提される合目的性である以上、自然の「論理的・主観的・形式的」合目的性と規定できよう。（美もまた主観的・形式的な合目的性として理解されるが、しかし認識ではない点で、論理的ではなくエスティックであるとされる）。たとえば田邊元は『カントの目的論』においてこの論理的形式的合目的性に注目し、そこからみずからの議論を展開している（田邊 1963, 20ff.）。以上をふくめて、自然の合目的性は次注のように区分できよう。
- (4) 自然の合目的性のカントによる分類はおおよそ以下のとおり（cf. V 192f.）。

〔エスティック〕

- ・主観的・形式的合目的性（美）
- ・主観的・実質的合目的性（感官的感覚の満足 V 270）

〔論理的〕

- ・主観的・形式的合目的性（自然の経験的特殊法則全体の体系的統一性の理念）
- ・客観的・形式的合目的性（幾何学的図形など cf. KU § 62）
- ・客観的・実質的合目的性（自然目的としての有機体）

客観的な合目的性とは、主観のがわの感情や意図とは独立に、自然自体にみいだされる合目的性である。そのなかでも客観的・実質的な合目的性の問題が『判断力批判』の後半部で目的論的判断として主題化されることになる。なお、客観的・実質的な合目的性のうち、有機体にみいだされるのは「内的」な合目的性であるが、さらに自然全体においては、「外的」な合目的性も想定されうるといふ。後者は、自然において手段・目的関係をなすと想定される場合であり、たんに相対的・偶然的な合目的性にすぎない。

以上の区分にかんしては、カントにおける合目的性の概念の多義性をあつかったG・トネリの論文を参照した（Tonelli 1957）。ただし合目的性を分類したかれの諸「図式」は、あまりに錯綜していて、一貫性と体系性をみいだしがたいように思われる。

- (5) 美における合目的性は、実践的合目的性とは区別され、目的概念や意図や意志は排除される。しかしながら、そもそも自然においてであれ、合「目的」性を語る以上、人間の技術や意図や目的と「類比的」に、自然の技術や自然目的等々が視野にはいってこざるをえないこともたしかであろう。そしてさらには、『判断力批判』序論で示唆されているように、ある種の悟性的存在が、特殊的・偶然的な自然の多様性の根底に、合目的的な統一と秩序をあたえているかのように想定せざるをえないことにもなる。（「自然の合目的性によって、ある種の悟性が、多様な自然法則を統一する根拠をふくむかのように想定される」V 180f.）

美しいものの合目的性にかんしても、じつはこのような実践的合目的性との類比が重要な意味をもっているように思われる。つまり美について合目的性を語る以上、わたしたちは自然のうちになんらかの「技術」を想定せざるをえず、目のまえの美しいバラの实在根拠を求めざるをえない。しかし美しいものの分析論の

段階では、あくまで目的の概念は排され、実質的な合目的性との区別が強調される。判断は、自然の合目的性に呼応する感情にかかわるものとして、エステティック（感性的）にのみ限定される。とはいえわたしたちは、カントの議論を根底においてみちびいているものをつねに念頭におく必要があろう。つまりそれは、わたしたち人間存在と自然との基底に共通して存する超感性的なものへのまなざしであり、本論でもこれから論じられるテーマである。

- (6) 『判断力批判』序論では、自然認識の場面において、悟性による必然的・普遍的な自然法則ではなく、論理的・形式的合目的性を原理とする反省的判断力によって経験的・偶然的な特殊的法則が発見される例が語られている。ばらばらの法則が、あくまで「自然の合目的性の主観的原理」の次元で、たとえば種類関係などの秩序としてあたかも統一性をもつかのようにみだされるばあいであり、こうした発見にはもともと快がともなっていたというのである（V 187）。これも反省的判断力の働きの結果としての快であるが、しかしそれはあくまで自然認識の場面に限定されており、快それ自身がとくに問題化するわけではない。他方、美にかんする趣味判断のばあいは、反省の快とともに認識能力一般としての形式が主題化されるわけであり、この意味で趣味判断が「判断力の批判」の中核部分をなすことの意味が理解されよう。

また崇高の快にかんしていえば、それは「理性的」観想の快と呼ばれる（V 292）。崇高なものにおいては、快感情といっても、あくまで不快をつうじた快であり、ネガティブな間接的快にとどまる。カントによれば崇高の理論は、自然の合目的性にかんするエステティックな趣味判断の分析のたんなる「付録」を成すにすぎず、『判断力批判』のメインテーマではないとされる（V 246）。

- (7) 『判断力批判』には、「趣味において、感覚的享受から道徳的感情への移りゆきがみだされる」（V 297）という記述がある。
- (8) 認識一般（Erkenntnis überhaupt）または判断力一般（Urteilkraft überhaupt）という術語は、美しいものの分析論（V 217）にも趣味判断の演繹論（V 287, 290）にもみられる。たとえばカントは、趣味判断において「判断力は、判定の形式的規則にかんして、あらゆる実質を（つまり感官の感覚も概念も）欠いたまま、ひたすら判断力一般（特殊な感官のあり方にも特殊な悟性概念にも適合しない判断力一般）の使用の主観的条件にむけられうるにすぎず、したがって（可能な認識一般に必要なものとして）すべての人間に前提されうる主観的なものにむけられうるにすぎない」（V 290）と述べている。さしあたりこの「一般」とは、特定の感官の感覚や概念内容を除去した形式性を意味しており、ネガティブな規定しかふくんでいないようにみえる。しかし認識一般や判断力一般は、「すべての人間に前提されうる主観的なもの」として規定されることで、逆にポジティブに普遍性や超越論性を含意するにいたるのである。
- (9) 佐藤康邦は『カント『判断力批判』と現代』のなかで、美しいものの分析論には、（序論にはあった）反省的判断力への言及が欠けていることを根拠に、反省的判断力ではなく構想力がそこで主要な役割をはたしていると主張している。つまり目的論的判断力の批判であつかわれる自然の客観的な合目的性がもつばら「反省的判断力」のうえに基礎づけられるものであるのたいして、エステティックな合目的性の判定は構想力のうえに基礎づけられるという特徴が認められる（佐藤 2005, 129）というのである。しかし美しいものの分析論の主旨は趣味判断をその四契機にしたがって分析することであり、そのばあいの趣味とはあくまで「反省の趣味」（V 214）にはかならない。そもそも美にかんする主観的・反省的な趣味判断だけでなく、『判断力批判』全体の主題が（規定的ではなく）反省的な判断力にあるというべきだろう。他方、直観の能力としての構想力のほうは、悟性に拘束されない自由な活動性が強調されるものの、とりわけ「美しいものの分析論」においてはたんに感性を代表する能力にとどまり、『純粹理性批判』の図式論におけるような、感性と悟性を媒介する積極的役割をはたすわけではない。自然概念と自由概念の媒介という『判断力批判』の主任務にとって、主眼はあくまで反省的判断力におかれている。以上から佐藤の議論には無理があるといわねばならない。
- (10) 田邊元はこの判断の働きを「作用の純粹に直接なる結合としての高次の作用」と呼んでいる（田邊 1963, 26）。またクラウス・エリッヒ・ケーラーは、「美しい」ものの知覚経験が、きわめて多様な個別的経験（偶然的な「いまここ」の経験）であるにもかかわらず、反省的判断において認識能力の調和という普遍妥当性がな

## カントにおける目的なき合目的性について

りたつのはなぜかという問いのもつ意味が、カントによる超越論的哲学の本質的形式そのものにかかわることをあきらかにしている (Kaehler 1991, 74-77)。

- (11) 反省的判断力におけるライプニッツのモノドロジーからの影響 (反省概念のうちに、個における全体の反映をみてとる見方)、またカント批判哲学内部にかぎっていえば、反省的判断力と「理性の仮説的使用」(『純粹理性批判』A 646f.)との関係や、さらにはなぜ反省的判断力の問題が『判断力批判』にのみ限定され、それ以上展開されなかったのか等の諸点にかんしては、ここで論じることができない。以下の論考を参照のこと。Model 1987, 108ff., Model 1998, 62ff., 酒井 1994.
- (12) じっさい美しいものの分析論において、エステティックな趣味判断の第一の契機としてあげられていたのは、判断の無関心性であった。つまり美しいものの判定の根拠に、欲求能力があってはならないとされていた (V 204f.)。だが、これまでも指摘してきたように、美しいものの分析論では、美におけるネガティブな機能、遮断しカッコ入れする機能が強調されており、カント本来の目論見である、超感性的なものへの連関は慎重に隠されているといわねばならない。分析論をへて、演繹論や弁証論にいたると、あくまで批判哲学の枠内で道徳性への関心や欲求といったテーマが語られるようになる。たとえば、美しいものへの知性的な関心 (KU §42) や道徳的善の象徴としての美 (KU §59) をめぐる議論は、『判断力批判』をつらぬくカントの関心の所在がどこにあったかをしめしている。
- (13) 『純粹理性批判』において超感性的なものは、物自体、ヌーメノン、叡智的 (intelligibel) なもの等と名ざされているとみなしうが、主としてそれらは、超越的 (transzendent) なものとして、「可能的経験の限界を超えている」というネガティブな意味あいでも語られていた。(つまりその限界を超えて概念が使用されれば矛盾と誤謬におちいることになる)。他方、実践的な理性認識においては、理論的見地においては超越的だとされた諸理念が、アプリアリな道徳法則によって規定されたものとして、内在的な役割をはたしうるとされ、このばあいには超感性的なものは積極的に意味づけられることになる。同様に理念としての超感性的なものが、可能的経験の範囲内で (つまり内在的に)、統制の原理として働くばあいにも、いわばわたしたちの思考をみちびき、方向をさだめるというポジティブな意味をもちうる。『判断力批判』で語られる、理念としての合目的性は、この意味において理解することができよう。このように超感性的なものはカントにおいて、ネガティブとポジティブの両面的な規定をになっているといえる。
- (14) このことは、『実践理性批判』等できりかえし説かれ、カントの実践哲学の基本テーゼをなすものといえよう。たとえば、V 62, 64などを参照。

### 文献

カントからの引用や参照は、原則として下記のいわゆるアカデミー版全集にしたがい、巻数をローマ数字で、ページ数をアラビア数字でしめす。(なお『判断力批判』の節〔§〕をしめすばあいには、KUの略号とともに表示する。) Königlich-Preußische Akademie der Wissenschaften (Hrsg.), 1900ff.: *Kants gesammelte Schriften*, Berlin/ New York: Walter de Gruyter.

酒井潔、1994: 「『モノドロジー』から『判断力批判』へ — ドイツ啓蒙思想における個体の形而上学」、滋賀大学経済学会『彦根論叢』1994-01、Passage No.287・288、pp.79-94.

佐藤康邦、2005: 『カント『判断力批判』と現代: 目的論の新たな可能性を求めて』、岩波書店

田邊元、1963 (1924): 「カントの目的論」、『田邊元全集』第三巻、筑摩書房、pp.1-72.

ギュンター・ペルトナー、1996: 『美と合目的性: カント『判断力批判』の批判的蘇生』、晃洋書房

Kaehler, Klaus Erich, 1991: „Zweckmäßigkeit ohne Zweck: Die systematischen Voraussetzungen und Rahmenbedingungen des dritten Moments des Geschmacksurteils in Kants „Kritik der Urteilkraft““, in: Pleines, Jürgen-Eckhardt (Hrsg.), *Zum teleologischen Argument in der Philosophie: Aristoteles, Kant, Hegel*, Würzburg: Königshausen & Neumann.

Model, Anselm, 1987: *Metaphysik und reflektierende Urteilkraft bei Kant. Untersuchungen zur Transformierung*

*des leibnizschen Monadenbegriffs in der Kritik der Urteilskraft*. Frankfurt am Main: Athenäum.

———, 1998: „Der Geschmack als teleologisches Urteil bei Kant“, in: *Kants Ästhetik/ Kant's Aesthetics/ L'esthétique de Kant*, Berlin; New York, Walter de Gruyter.

Tonelli, Giorgio, 1957: „Von den verschiedenen Bedeutungen des Wortes Zweckmässigkeit in der Kritik der Urteilskraft“, in: *Kant-Studien*, Volume 49, pp.154-166.